

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 7 月 1 日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県豊川市御津町御幸浜一号地1-14

氏 名 (株)メイチュウ

代表取締役社長 小早川 久美子

(法人にあつては、名称代表者の氏名)

電話番号 0533-75-2151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 メイチュウ
事業場の所在地	愛知県豊川市御津町御幸浜一号地1-14
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉄鋼業
② 事業の規模	出荷額 30億9315万円
③ 従業員数	105名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	鉦さい：セメント及び路盤材の原料として再利用 廃プラ：業者で処理・埋め立て

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<pre> graph LR A[工場長 (環境責任者)] --- B[営業部] A --- C[技術部] A --- D[製造部] C --- E[技術課 (担当部署)] </pre>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度 (2021年度) 実績】 1846 t	
	産業廃棄物の種類	鋳さい
	排出量	1846 t
		廃プラスチック 11 t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>鋳さい) 砂の大きさを変え破壊を抑え粉塵量を減らす。 生産性を上げる。</p> <p>廃プラ) 廃棄スチロールを低減</p> <p>金属くずが売却できず, 鋳さいとして排出するようになり処理量が増加してしまった。</p>		
② 計画	【目標】 1560 t	
	産業廃棄物の種類	鋳さい
	排出量	1550 t
		10 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>鋳さい: 生産量に対する砂の量 (サンド/メタル比) を向上させ砂の使用量を減らす。溶湯のこぼれを抑える。</p> <p>廃プラ: 廃発泡の量を削減。鋳造で使用する発泡材を削減</p>		
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳さい中の金属を分別し, 社内で再利用できるように検討する	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別範囲を広げて, 金属部分の回収を行う。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラ
	全処理委託量	1846 t	11 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1846 t	11 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 溶湯のこぼれをなくし、鉍さい中の鉄分をか回収する 鉍さい内の鉄分回収。 集塵機的能力調整。 処理業者と連絡を取り合い、適正に処理させている事を確認。		

② 計画	【目標】 1660		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラスチック
	全処理委託量	1650 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1650 t	10 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>金属くずとしての処理いたものがすべて鉍さいとなってしまう、鉍さいの処理量が増加してしまった。砂処理が安定せず、処理装置の改善を行ったが、処理量が3月間ほど急増してしまった時があった。集塵の力を上げる等実施。砂の破壊を低減する。</p> <p>今年は</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した砂処理装置の運用 鉍さい中にある、鉄分の塊を鉄くずとして処理するようにする (2022年4月より実施) 溶湯のノロカキ中の湯こぼれを極力少なくするように取り鍋の段取り変更 (5月～実施) <p>を行い鉍さいを削減します。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。